

## 平成28年度 第6回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年9月5日(金) 9時00分から10時30分

2. 場 所 江北町公民館 研修室

3. 出席委員 (13人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	4 番委員	北原 靖章
5 番委員	大串 俊實	6 番委員	関川 況一郎
7 番委員	古賀 健則	8 番委員	百武 昭弘
9 番委員	淵上 正昭	10 番委員	岸川 富差子
11 番委員	澁谷 洋子		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (1件)

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積  
計画の決定について (1件)

議案第2号 非農地証明交付申請の承認について (1件)

議案第3号 農業委員会法改正に伴う農業委員会のあり方について

① 農地利用最適化推進委員会の設置について

② 農業委員定数について

③ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区割りについて

④ 選考委員会の設置について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 納富智浩

主 事 補 諸富真純

## 6. 会議の概要

- 局長 只今から平成28年度第6回総会を開会いたします。
- はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 **【会長挨拶】**
- 局長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いします。
- 会長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長 それでは、7番大串俊實委員、6番関川況一郎委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
- 会長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、1件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番朗読、説明】**
- 以上、受付番号1番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

次に、日程第2、議案第1号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。

江北町長より平成28年9月5日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

利用権再設定の計画が1件、面積が4,937平方メートルです。

**【議案朗読、説明】**

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは受付番号1番を百武委員をお願いします。

8番委員

受付番号1番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いましたところ、現在は大豆を作付けされており、何ら問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは、これより審議に入ります。  
ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定すること

議長 　　に賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長 　　賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議長 　　次に、日程第2、議案第2号の「非農地証明交付申請の承認について」を、議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。

受付番号1番、所有者は祖子分の方、事由は平成5年4月20日頃から農地でなくなった為、現在の利用状況は宅地となっております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 　　それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7番委員 　　非農地証明を宅地になっているためだとしても、簡単に非農地証明を承認してしまうと、誰でも認識してしまうと非農地証明を提出してしまうことが今後、でてくるのではないかと。通常は、農地に宅地等があったら農業委員が話をしないといけないと思います。面積の制限等があるのなら問題ないと思いますが。

事務局 　　この区域は六角川江北土地改良区の第一工区であります。昭和61年ごろに換地しております。農地ですので通常ならば転用をするところですが、当時、隣接する水路が土地改良区域となっている関係で、その場所を利用しないと鉦害復旧ができない状況でした。隣接水路の工事を行いズレが生じた場所を、土地改良が終了した際に、一斉に宅地等に地目の変更をしておりましたが、その中で変更がなされてなかったところがございます。

面積の制限はありませんので、狭くても広くても農地ですので農地法に基づいて手続きを行っていくところです。

議長

他にありませんか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第2、議案第3号の「農業委員会法改正に伴う農業委員会のあり方について」を、議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

農業委員会法改正に伴う農業委員会のあり方について、これまでの総会で審議してきました。再度、確認をいたしまして今月中に4項目について町長に答申を提出したいと考えております。

1項目目、農地利用最適化推進委員の委嘱についてですが、現在、江北町の遊休農地率は1パーセント未満であり、農業面積に対する割合が70%以上であることにより、条件を満たしているため委嘱しなくてもよいとされております。現在、農業委員13名、農業協力委員26名の体制で今後の農業委員会活動は現状を維持する取り組みが必要と考えております。

前回、案で出しておりました結論を今回、一部変更をしております。前回は、現在の体制を変更すると問題が発生するとしておりました。どういう問題が発生をして、どう障害があるのか問われます。今回は現在の農業委員の体制でかなりの水準まで達成できていることから、現状の体制で十分対応できるものと考えられます。よって、最適化推進委員を委嘱しなくても、現在の体制を維持することで、江北町の農業発展に寄与することができるものと考えられています。と変更しております。

2項目目、農業委員の定数についてです。現在、13名で活動を行っております。3項目目の地区割りにも関わります。耕地面積は1,106haで、農業委員が担当する耕作面積の平均は85haであり、国が示す1人あたりの担当面積100haと近い値にあることから、最適化推進委員を委嘱せず、現在の体制を維持することができることから、現在の農業委員定数を削減することは農業委員会活動に支障をきたす恐れがあり、総会における議決権の数は、奇数であることが望ましいため、農業委員定数は、現行のまま13名と結論を出しております。

3項目目の農業委員の地区割りについてです。結論から申しますと、地区割りは担当面積や中山間地域の課題等を鑑み、現在の配置どおり上小田2名、下小田2名、山口2名、八町2名、惣領分3名、佐留志2名としております。面

事務局

積については地区で差がありますが、現体制で今後も活動を行っていくように考えております。

4項目目の選考委員会の設置についてです。農業委員候補者が定数を超えた場合の取扱について「市町村長は、法第九条第一項の規定による推薦を受けた者及び同行の規定による募集に応募した者の数が委員の定数を超えた場合、更生性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定をされております。結論としましては、選考委員会を設置し、委員は前回の総会では、副町長、産業課長、政策課長としておりましたが、今回、答申をするにあたって農業委員会から選考委員を指定してよいのか、当局とも会議を行い、「委員は、江北町並びに佐賀県及び佐賀県農業会議等の外部委員を含めて経験と中立の立場から選考することを望みます。」と修正をしております。選考委員会の運営については委員選任に関する規則及び規定を制定して、規則・規定等に基づく運営を望むところとしております。

今回、4項目について答申をしたいと考えております。審議をよろしく願います。

議長

ありがとうございました。

それでは、これより協議に入ります。

ただいま事務局から諮問項目について説明がありましたが、委員の皆様よりご意見を賜りたいと思います。

議長

まず、1項目の農地利用最適化推進委員の設置について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(全員挙手)

議長

2項目の農業委員定数について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(全員挙手)

議長

3項目の農業委員の地区割りについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(全員挙手)

議長

4項目の選考委員会の設置について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(全員挙手)

議長 4項目、全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定し、町長に答申いたします。

議長 以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議長 この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

10:30 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会長 .....

(議事録署名委員) 5番委員 .....

6番委員 .....

(会議書記) 事務局職員 .....

